

令和6年度

市町村保健・福祉主管課長会議資料

【県民生活センター】

1 消費者見守り研修の実施について

令和6年5月14日

消費者見守り研修の実施について

1 事業の見直し

消費者見守り研修について、これまで、高齢者、障がい者等、消費者被害に遭いやすい特性を有する方（以下「高齢者等」という。）を消費者被害から守るため、地域で高齢者等の福祉に従事している方を対象とした研修会や会議等に講師を派遣する形式で事業を実施していたが、研修内容の充実を図るため、事業の見直しを行い、令和6年度から研修参加方式に変更するとともに、研修対象者の拡大、研修内容の拡充を図ることとしたもの。



2 事業内容

(1) 目的

高齢者等を消費者被害から守るため、高齢者等の消費者被害の現状、被害の予防や早期発見・救済の方法、見守り体制整備等についての研修を実施することにより、高齢者等の見守りの必要性について理解するとともに、関係する知識の習得を図る。

(2) 研修対象者

- ・ 地域で高齢者等の福祉に従事している者（社会福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、民生委員、生活支援コーディネーター等）
- ・ 消費者行政及び福祉を担当する行政職員 New
- ・ 消費生活サポーター等

(3) 研修内容

① 講義（主な講義内容） ※講義については、オンラインにより視聴可能とする。

- ・ なぜ、高齢者等の消費者トラブルの見守りが必要なのか。
- ・ 地域で消費者見守り活動を行うためにはどうしたら良いか。
- ・ 消費者トラブルに関する見守り連携の実例
- ・ 消費者トラブルの事例紹介
- ・ 消費者安全確保地域協議会設置自治体の先進事例紹介

② グループワーク（1グループ6名程度、最大10グループで実施） New

- ・ 見守り支援を効果的に行うための手法、関係者の連携の検討

(4) 実施回数

全4回

(5) 開催地域・開催時期（予定）

- ① 盛岡地域：盛岡市 11月
- ② 県南地域：奥州市 10月
- ③ 沿岸地域：大船渡市 7月
- ④ 県北地域：久慈市 9月

(6) 定員

40～60 人程度（1 回あたり） ※オンライン参加者を除く。

(7) 時間

概ね 150 分（講義：60 分、グループワーク：90 分）程度

市町村に協力を 依頼する事項	○ 各開催日の概ね 2 か月前から募集を行うので、 研修対象者への周知及び市町村消費者行政及び福祉担当行政職員の積極的な参加 をお願いする。
---------------------------	---